



## ●ニッポンの離婚 現状は?

今回から年金分割についてのお話です。厚生年金保険は2007(平成19)年4月より、離婚時に相手方の年金記録を分割する請求ができるようになり、制度の認知度もほぼ定着してきています。ではその前に、わが国における離婚の現状からお話を始めましょう。

2022(令和4)年9月の厚生労働省人口動態調査月報年計によると、2021年(令和3年)の離婚件数は18万4384組離婚率(千分率)は1.50でした。前年の1.57から1.50へと低下しました。離婚件数の年次推移をみると、2002(平成14)年の28万9836組をピークに減少傾向が続いています。都道府県別の離婚率をみると、高い順のトップ3は沖縄県、大阪府、福岡県で、逆に離婚率の低い県は、秋田県、富山県、山形県となっています。離婚時の年齢では男女ともに、30歳から34歳がトップです(離婚率、男性5.80、女性6.81)。かつてセンセーショナルな問題として取り上げられ、ドラマのテーマにもなった熟年離婚は他の年代層と比較すると、現状はさほど多くないようですね。また、結婚時から5~10年で離婚する件数が最も多く、以下10~15年、15~20年とおおよそ20年までがトップ3です。最後に気になる離婚の原因ですが、離婚調停時の申し立てによると男性側の1位は性格の不一致で、2位がその他、3位が暴力を振るう。また女性側は男性と同じ性格の不一致がトップ。2位が暴力を振るう、3位が生活費を渡さない、でした。そもそも婚姻率や出生数が減少しており、離婚率が減少傾向にあるのは、当然のことだと思われます。今後は人口減少や高齢化が進む一方なので、離婚率の減少傾向も続いていると思われます。

## ●婚活の反対はナニ活?

最近は○○活という言葉が認知されてきて、その数が増えてきましたね。思いつくところでも保活、就活、婚活、妊活、終活などが一般に認知されています。その中で「離活(りかつ)」はございましたでしょうか。近頃は離婚をいきなりするのではなく、離活を行ってから離婚をするという人が増えてきているようです。離活とは離婚活動の略語で、離婚をスムーズに進めるための準備のようなものです。具体的には、離婚をするために関係する法律知識を予め学んでおいたり、離婚後の生活の準備をする活動です。離活しないと実際の手続きなどで思わず損をしてしまうこともあります。離活の期間は、その人によって大きく違いますが、一般的な離活は3~6か月程度で終わらせることは可能でしょう。実際には『離婚カウンセラーに相談する』、『弁護士に相談する』、『家庭裁判所に相談に行く』、『浮気やDVなどが離婚原因の場合は証拠を揃える』などが挙げられるでしょう。

## ●カツはカツでも今度は分割のお話し

離婚の際、必ず理解しておくべき制度が年金分割です。実際に離婚した場合に、二人の婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録を、定めた按分割合(最大50%)で分割して、それぞれ自分の年金記録とすることができます。これによって、専業主婦または主夫など婚姻期間中には厚生年金保険料の納付実績がない、または少ない人でも離婚後の分割請求で、既に老齢厚生年金を受給している場合は請求月の翌月分から、まだ受給権がない人はその発生時から厚生年金を受け取ることができます。また、夫婦がともに厚生年金加入の場合は、給料(標準報酬)が高いほうから低いほうに分割されることになります。では、次回は分割の手続きのお話しです。



(ワタシは分割もらえる側 ゆたか)

## こんにちは!!

2023年08月 第284号



アフタークロナ  
深緑は青空を創る

みなさく社労士・FP事務所

特定社会保険労務士 谷口 暢生

〒525-0047  
草津市追分3-23-18

サンクリエート追分208

Tel 050-7116-8551 Fax 077-561-6336

## コンテンツ

### 高齢者の従業員に対する健康測定について

1面

### その交通事故が労災だったら(2)

2面

### 「人」の定着

に向けて

3面

### やさしい年金

4面

## こんにちは!!

みなさく社労士・FP事務所 050-7116-8551  
社労士事務所 HONEST 06-6910-8317  
多賀 貴志社会保険労務士事務所 0749-27-3993  
西岡社会保険労務士事務所 0749-55-0963  
社会保険労務士中山貴之事務所 0749-59-5626  
野村社会保険労務士事務所 0749-62-2684  
前田直樹社会保険労務士事務所 0749-74-0347  
橋本将詞社会保険労務士事務所 075-755-0157  
大隈社会保険労務士事務所 0770-56-2778  
アール・オフィス松尾 077-514-2570  
タマキ社労士事務所 077-563-7095  
コンフィアンス社会保険労務士事務所 077-575-1115  
鈴木社労士事務所 077-583-9490



撮影 びわこの狸

## 高齢の従業員に対する健康測定について

人生100年時代といわれて久しいですが、実際、高齢の従業員の方が増えてきている職場も多いのではないでしょうか。

高齢になつても、健康である限り、身体や生活に無理のない範囲で仕事を続けられることは、ご自身にとっての生き甲斐や、仕事を通して会社や社会への貢献感をたかめることにもなり、健康で長生きする一つの重要な要素であると思いますし、事業所にとっても、高齢の方の、永年の経験や知識などを、次世代に受け継いでいくことは、非常に有益なことだと思います。

ただ、年齢がすすむにつれて、筋力や認知機能等が低下していくことで、転倒などの労働災害のリスクが増えていくことも考えておかなければならぬことです。

厚生労働省が示している「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」でも、高齢の労働者の体力の状況を客観的に把握し、自部からの新機能の維持向上に取り組めるように、次の健康測定等を実施し、労働者の健康状態を把握する必要があるとされています。

### ① 転倒等のリスクを確認する身体機能セルフチェック

筋力、敏捷性、静的バランスなどを簡単な方法でチェックすることができます。

[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501\\_14.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501_14.html)

### ② 加齢による心身の衰えを確認するフレイルチェック

フレイルとは、病気ではないけれど、年齢と共に、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の脆弱な状態のことをいい、フレイルチェックでは、食事・運動などの生活習慣や、生活環境などをチェックし、ご自身の状態を確認します。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000625526.pdf>

### ③ 移動機能を確認するロコモ度テスト

ロコモ度テストは、移動機能を確認するためのテストで、下肢筋力を調べる「立ち上がりテスト」、歩幅を調べる「2ステップテスト」、からの状態や生活状況を調べる「ロコモ25」があります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000656490.pdf>

いつまでも健康で働くことができる社会を個人的にも社内的にも作っていきたいですね。

(タマキ)

## その交通事故が労災だったら（2）

暑い日が続きます。10代・20代前半の「兄ちゃん」の頃は四季の中で夏が一番好きだったので、「おっさん」から「おじいさん」になりつつある現状、夏の暑さは堪えます。高校野球も開催中ですが、投手のストレートの速度が進化したように、夏の暑さと私の体重も進化したようです。

前回、嫁が5月に労災対象の交通事故に遭ったことを記しましたが、今回はその続き、事故後の治療についてお話ししましょう。

### ★交通事故の治療費

人身事故の場合、多くは事故後すぐに医療機関での治療を受けることになります。基本は加害者の加入している任意保険会社が、医療機関に直接治療費を支払う「一括払い対応」となることが多いのですが、今回の事故については業務中の事故ですので労災保険を使うことが可能です。また業務中や通勤中の事故以外の場合は、健康保険を利用することも可能です。

#### ・任意保険会社の一括払い

加害者の加入している任意保険会社が窓口となり、任意保険分、自賠責保険分を一括して、被害者の治療費を直接病院に支払います。一括払いを利用してことで、被害者の損害賠償手続きが簡単になりますが、加害者が加入している任意保険会社におまかせの状態ですから、自賠責での限度額を超えるタイミング等での治療費の打ち切りの可能性も考えられます。

#### ・労災保険を利用する場合

業務中・通勤中の交通事故の場合、労災保険を利用しての治療も可能です。労災保険の場合も病院での窓口負担はありませんし、自賠責保険のような支払限度額もありません。またケガをされた方の過失割合が大きい場合でも、過失部分について治療費の負担が生ずることはあります。

#### ・健康保険を利用する場合

業務中・通勤中以外の交通事故の場合は、健康保険を利用しての治療も可能です。但し自己負担額（多くは3割）の負担が必要です。もし被害者に過失が全くなく、加害者が任意保険に加入していれば、任意保険会社の一括払いを利用すれば健康保険を利用する必要はありません。但し

#### ・ケガをされた方にも過失がある場合

#### ・保険会社に治療費の支払いを打ち切りされた場合

・加害者が任意保険に加入していない場合 等には健康保険の利用を検討することをお勧めします。

交通事故での補償については労災保険、健康保険を利用されない方が多いようです。交通事故では、労災保険・健康保険は利用できないと勘違いされている方もいらっしゃるかもしれません。それぞれの事故により、保険会社+労災保険または健康保険からの給付をご検討ください。個別の案件については担当社労士へご相談ください。

因みに嫁は、労災保険を利用しての治療を選択しました。

(ごろー)



## 「人」の定着に向けて・・・ Vol 89

前回、様々な場面において最善の策を選択する工程を教え込むことが薩摩藩の郷中教育であること、説明しました。また、その判断基準となるものが「いろは歌」であり、そこには薩摩人としての理念、信念が歌われており、それに基づいて一つの行動

を選択すると。また、会社の経営でいえば「いろは

歌」にあたるものが、経営理念であり行動指針となるところまで話をしました。

このような考え方、行動をとる者がどうしてリーダーに向いているのでしょうか。例えば、会社として起業し、30年間で数十億の売り上げをだすようになった社長、一代ですべてを作り上げ、非常に優れたリーダーであったに違いありません。ただ、その後を継ぐリーダーが、今の社長と全く同じ行動をとつて、後30年で倍の企業と成長するのでしょうか。もちろん、「する」こともあります。でも、確率は低いのではないでしょうか。大雑把に言ってしまいますが、一昔前の企業の目指すところは、大量消費にかなう大量生産というものでした。でも、今は「少量多品種生産（サービス）」が主流となり、環境や社会問題、労働問題など企業が社会の持続可能性に応える役割も担っています。

つまり、時代が動けば、動いた時代に要求される判断ができる者がリーダーである必要があるのです。まさに、郷中教育では、そのような人材を育てるための仕組みであったといえます。

しかし、そこには、何度も言いますが、判断するための基準が必要です。それが、会社の経営理念、行動指針です。例えば、Amazonは「地球上でもっともお客様を大切にする」という行動指針のもと、サービスをどんどんと展開していきます。ライザップは「人は変われる、を証明する」という企業理念ということです。わかりやすいと同時に、何かスパッとというイメージ、ありませんか。



皆様には、いまさら?かもわかりませんが、もう一度、理念について考えてみましょう。

(しょうじ)